

令和7年9月17日	資料1-2
第1回看護師の特定行為研修制度 見直しに係るワーキンググループ	

ワーキンググループの進め方について

■ 特定行為研修制度の見直しに係る主なご意見

- 38の特定行為の中には最近、臨床で実施されていないものがあるため、5症例集めるということが物理的に難しい。医学の進歩に応じて、そのようなことが増える可能性があるため、現在の特定行為の見直しが必要ではないか。
- 特定行為の見直しをしていただきたい。
- 時代が変わってきており、制度と実情に乖離があるため、見直しが必要なのではないか。
- どのようにすれば、実習の確保が可能なのか、実践に貢献できるのかということは、特定行為研修をやっている現場が一番知っているため、ワーキンググループを実務者で作り、検討いただき、特定行為研修部会に上げていただきたい。
- 現場をよく分かっている方のワーキンググループによってまず検討するのが良い。

■ 論点

- ① 効率的・効果的な研修に関すること
- ② 特定行為の内容の見直しに関すること
- ③ ①,②に関する検討の体制に関すること

■ 現 状

- ・ 特定行為の一つに皮膚損傷に係る薬剤投与関連として「抗癌剤その他の薬剤が血管外に漏出したときのステロイド薬の局所注射及び投与量の調整」がある。
- ・ 一方で、がん薬物療法に伴う血管外漏出に関する合同ガイドライン2023年版（一般社団法人日本がん看護学会、公益社団法人日本臨床腫瘍学会、一般社団法人日本臨床腫瘍薬学会）において「がん薬物療法の血管外漏出に対して、ステロイド局所注射を行わないことを弱く推奨する。」とされている。

■ 課 題

- ・ 特定行為研修の実習については、少なくとも5症例以上実施する（※）こととされており、皮膚損傷に係る薬剤投与関連においては、研修修了に必要な症例数を確保するのが難しいという課題がある。

※区分別科目の実習は、患者に対する実技を原則とし、当該指定研修機関が設定した特定行為研修の到達目標が達成されるよう、行為の難度に応じて5例又は10例程度の必要な症例数を指定研修機関において適切に設定すること。

保健師助産師看護師法第37条の2第2項第1号に規定する特定行為及び同項第4号に規定する特定行為研修に関する省令の施行等について（平成27年3月17日 医政発0317第1号（最終改正令和6年4月5日））

■ 対 応 案

- ・ 「皮膚損傷に係る薬剤投与関連」を含む行為の内容を点検し必要に応じて見直しについて検討してはどうか。
- ・ また、経過的な措置として、皮膚損傷に係る薬剤投与関連において患者に対する実技を行う機会が乏しく必要症例数に満たない場合は、シミュレーター等を利用し実際に患者に対して実施する実習と遜色なく実施されている場合に限り、症例数に含めることを可能としてはどうか。

論点③ 検討の体制に関すること

■ 対応案

○ワーキンググループを設置し、論点に関して整理した上で、本部会において検討することとしてはどうか。

■ ワーキンググループ（案）

1 目的

看護師の特定行為研修制度は、平成27年10月に創設され、平成30年特定行為・研修部会での議論を経て、省令改正が行われた（平成31年4月26日公布）。これまでの看護師特定行為・研修部会等での議論を踏まえ、2040年を見据えた医療提供体制の構築に向け、今後の在宅医療等を支えていく特定行為研修制度の更なる推進に向けた見直しの具体的な検討および措置を講ずるよう本ワーキンググループを設置する。

2 検討事項

- ・ 効率的・効果的な研修について（論点①関連）
- ・ 特定行為の内容の見直しについて（論点②関連）
- ・ その他、部会からの委任事項

3 体制

- ・ 学識者、特定行為研修管理者、手順書を出している医師・特定行為研修実践者等

4 スケジュール

- ・ 9月中：第1回WGキックオフ 以後 月1回程度、計5回程度の開催を予定
- ・ 1月中：とりまとめ
- ・ 2月：ワーキンググループで議論した内容を特定行為・研修部会で報告

今後の進め方について

- 第37回医道審議会保健師助産師看護師分科会看護師特定行為・研修部会において、ワーキンググループでの検討事項として出された論点は以下のとおり。
 - 1) 効果的・効率的な研修に関すること
 - 2) 特定行為の内容の見直しに関すること
 - 3) その他、部会からの委任事項
- 令和8年1月頃のとりまとめに向け、これらの論点について、ワーキングを月1回程度開催し、以下のようなスケジュールで進める。

時期	議題
第1回（令和7年9月）	・ワーキンググループの設置について ・効果的・効率的な研修について 等
第2回～第4回 （10月以降月1回程度開催）	・効果的・効率的な研修について ・特定行為の内容の見直しについて
第5回（令和8年1月頃）	とりまとめ（予定）
令和8年2月	ワーキンググループで議論した内容を特定行為・研修部会で報告